

とっとり仕事と生活の調和推進会議要綱

1 趣旨

仕事と生活の調和の実現については、平成19年12月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）が策定されたところである。憲章及び行動指針においては、国に求められる役割として、国民の理解や政労使の合意形成を促進すること等により、国民運動を通じた社会的気運の醸成に積極的に取り組むことが重要である旨示されている。

このため、「とっとり仕事と生活の調和推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、労使をはじめ地方公共団体、学識経験者等から幅広く意見を求め、仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成の促進を図り、もって鳥取県における仕事と生活の調和の推進に係る気運の醸成に資するものとする。

2 組織

- (1) 委員の構成は、別紙のとおりとする。
- (2) 議長は有識者等の中から選出するものとする。
- (3) 推進会議には、委員の代理出席を認め、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 推進会議には、委員又は実務担当者による準備会議をおくことができる。

3 内容

社会全体で働き方の改革を進め、仕事と生活の調和を実現するため、以下の事業を行うこととする。

- (1) 鳥取県の特性を踏まえた「提言」・「目標」の設定
- (2) 「提言」・「目標」の周知広報及びそのための資料作成等
- (3) 仕事と生活の調和推進事業における検証（モデル事業の実施企業の選定等）
- (4) 仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集・情報提供の実施
- (5) その他鳥取県における仕事と生活の調和を実現するための事業

4 事務局

推進会議の庶務は、鳥取労働局総務部企画室において処理する。

附則 この要綱は平成20年8月5日から施行する。